

平成 22 年度釜石市新産業創出促進助成事業 実施要領

1 目的

この要領は、財団法人釜石・大槌地域産業育成センター（以下、「産業育成センター」という。）が釜石市からの委託事業として実施する、平成 22 年度釜石市新産業創出促進助成事業に関し必要な事項を定め、もって釜石市における中小企業の新産業創出を体系的・総合的に支援することを目的とする。

2 事業対象者

この事業の対象とする者は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業者 釜石市内に住所または事業所を有し、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する会社及び個人。
- (2) 異業種団体 釜石市内に住所または事業所を有する業種の異なる中小企業者で構成された団体または市長が適当と認める団体。

3 事業内容

補助事業の事業区分、事業細目、補助金の交付対象経費及び補助額は、別表に掲げるとおりとする。

補助対象案件は、原則として産学官金連携により取り組んでいた、または取り組もうとしている案件とし、別表に掲げる事業区分 1 を起点にすることを条件とするが、当該補助事業によって開発された新商品又は新技術で事業化が期待されるものについては、別表に掲げる事業区分 2 から 4 について選択して補助できるものとする。

また、既に公的機関等の補助金を活用して新商品又は新技術を開発済みの場合も、別表に掲げる事業区分 2 から 4 までの事業から選択して補助できるものとする。

4 事業期間

補助金交付決定通知の日から、平成 23 年 2 月 28 日（月）まで

5 応募方法

応募は、次の書類を産業育成センターに提出するものとする。

- ・申請書（様式第 1 号）

6 応募期間

平成 22 年 5 月 17 日（月） ～ 平成 22 年 6 月 18 日（金） 必着

7 補助対象案件の選定

補助対象とする案件は、別に定める審査委員会において選定（決定）する。

8 実績報告

交付決定を受けた者は、事業実施後速やかに、実績報告書（様式第2号）及びその他関係書類を提出するものとする。

9 財産使用の制限

中小企業者等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って使用しなければならない。

10 財産処分の制限

中小企業者等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、別に定める期間内に処分する必要があるときは、事前に産業育成センター理事長の承認を受けなければならない。

11 補則

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、産業育成センター理事長が別に定める。